# 第(11)章 公害に関する苦情・要望

公害に関する苦情・要望は、公害の発生状況を知る上で重要な役割を持っている。

公害が発生した場合、当事者間の話し合い等により解決に至る例もあるが、大部分は苦情・要望と して、行政機関へ持ち込まれている。

本市では、市民からの苦情・要望に対して、迅速かつ的確な処理を行い、その解決を図るよう努めている。

# 第1節 苦情・要望の年度別推移

申し立てのあった公害に関する苦情・要望件数の総数は 470 件 (平成 12 年度 378 件)であり、前年度に比べると 92 件 (24.3%) 増加している。

# 第2節 苦情・要望の届出状況

## 1 発生源別

建築・土木工事 86 件 (18.3%) 製造事業所 73 件 (15.5%) サービス業 67 件 (14.3%) 商店・飲食店等 22 件 (4.7%) 交通機関 18 件 (3.8%) の順となっているほか、その他が 204 件 (43.4%) であった。(図 11-1)

このうち法・条例対象工場等は58件で、全体の12.3%となっている。

#### 2 行政区别

八幡西区が 125 件 (26.6%) で最も多く、次いで小倉北区が 101 件 (21.5%) 以下、小倉南区が 78 件 (16.6%) 若松区 71 件 (15.1%) 戸畑区 42 件 (8.9%) 門司区 34 件 (7.2%) 八幡東区 14件 (3.0%) その他 5 件 (1.1%) の順となっている。(図 11-2)

#### 3 種類別

最も多いのは騒音 132 件 (28.1 %) 悪臭 128 件 (27.2 %) である。以下、大気汚染 111 件 (23.6%) 水質汚濁 79 件 (16.8%) 振動 12 件 (2.6%) その他 8 件 (1.7%) の順となっている。(図 11-3)

#### 4 経年変化

前年度と比較して悪臭、大気汚染、騒音・水質汚濁及びその他の苦情が増加し、振動の苦情は変わらなかった。(図 11-4)

#### 5 月別

7~10月が苦情件数が多く、50件以上であった。(図11-5)

#### 6 地域系別

住居系が 255 件(54.3%)で最も多く、工業系が 78 件(16.6%) 商業系が 76 件(16.2%)であった。 (表 11-1)

## 第3節 最近における苦情・要望の特徴

産業公害の沈静化と共に、住宅・商業地域等において市民生活に関連した冷暖房設備、生活排水、 廃棄物、交通機関、建設工事等の苦情、いわゆる「都市・生活型の苦情」の割合が多くなっており、 平成13年度においても256件(54.5%)と過半数を占めている。(図11-6)

法・条例対象工場・事業場以外の苦情・要望は、平成 13 年度も 412 件 (87.7%) と大部分を占めているが、発生源に対し法的強制力がなく、行政指導を主体とした解決策をとっている。

## 第4節 苦情・要望の処理状況

市民から苦情・要望の届出があった場合、当事者からの事情聴取や現地調査を行っている。その結果、 法律又は条例違反があれば、公害の発生源に対し、施設及び作業方法の改善等をするように警告して いる。

また、各区のまちづくり推進課等との連携を図りつつ苦情の解決に当たっている。

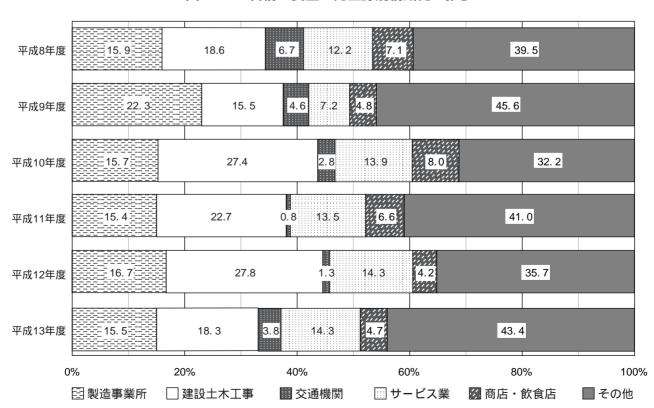


図 11-1 苦情・要望の発生源別構成比の推移

図 11-2 平成 13 年度 苦情・要望の区別内訳

図 11-3 平成 13 年度 苦情・要望の種類別内訳

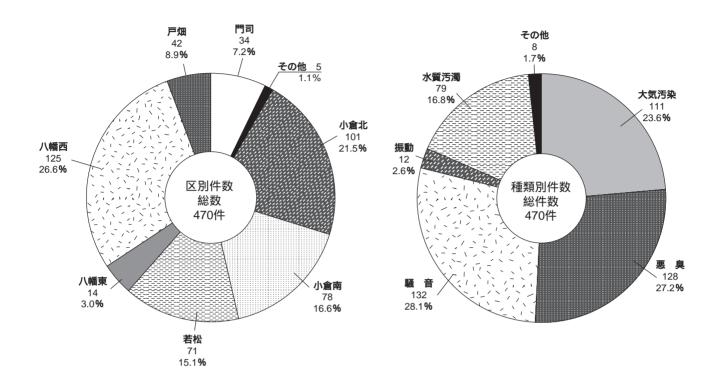


図 11-4 苦情・要望の経年変化

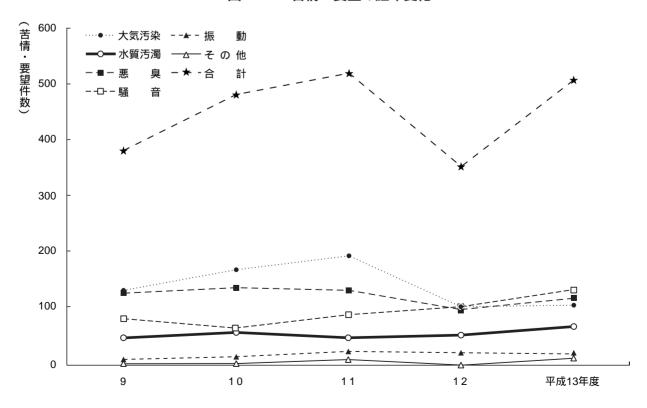


図 11-5 平成 13 年度 月別苦情・要望発生件数

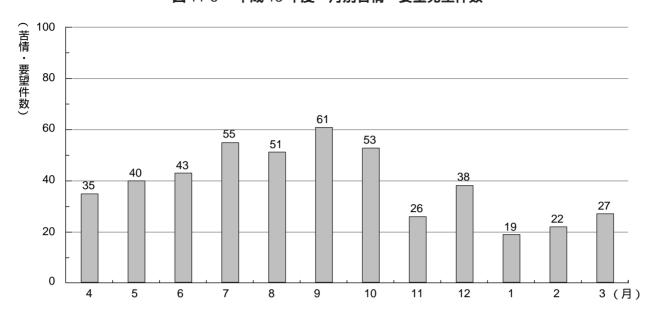
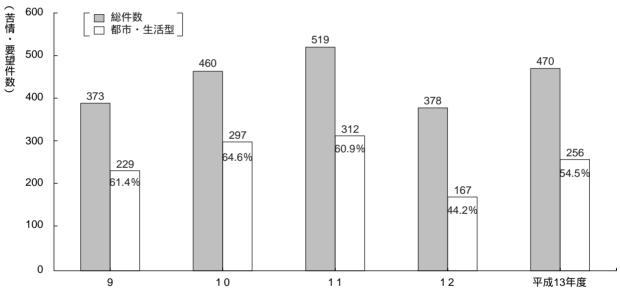


図 11-6 都市・生活型公害苦情・要望件数



(注)都市・生活型公害:近隣騒音、生活排水による汚濁等

表 11-1 用途地域別苦情・要望件数

地 域	大気汚染	悪臭	騒音	振動	水質汚濁	その他	計
住 居 地 域	53	65	76	5	51	5	255
近隣商業地域	9	8	13	1	2	1	34
商 業 地 域	8	10	18	4	2	0	42
準 工 業 地 域	9	10	8	0	4	0	31
工業地域	5	10	0	0	2	0	17
工業専用地域	12	8	2	0	6	2	30
市街化調整区域	2	8	5	2	8	0	25
その他の地域	0	0	0	0	4	0	4
不 明	13	9	10	0	0	0	32
計	111	128	132	12	79	8	470